福祉サービス評価事業のご案内

鳥取県では、事業者の提供する福祉サービスの内容を、当事者以外の中立的な第三者が評価する「鳥取県 社会福祉・保健サービス評価制度」を推進しています。

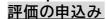
評価の受審を通じて、事業者は施設を運営する上での問題点等を把握し、その改善を図るとともに利用者にその取組についてお知らせすることができます。

●評価制度の仕組み

評価の受審によって

施設等

- ①事業運営において、自らでは気づきにくい問題点を発見することができます。
- ②利用者やその家族、地域の皆様に、事業所の取組について知っていただくことができます。



評価の実施

評価区分は、

①地域密着型サービス外部評価

②福祉サービス第三者評価 の2区分で評価を行います。 サービス選択して利用



評価機関

評価機関に委嘱された評価調査者が訪問調査等を行います。なお、評価機関及び評価調査者になるためには、中立性を確保するため、次の要件が課せられています。

【評価機関の要件】

- ・法人格を有すること
- ・福祉・保健サービスを提供していないこと。
- ・役員の過半数が福祉・保健サービ ス提供法人の役員、施設長等でな いこと。 等

【評価調査者の要件】

・受審する施設を経営する法人等の役員、職員及び利用者でないこと。 ・同種の福祉・保健サービスを提供する役員、施設長でないこと。 ・受審する施設に寄付又は会計業務委

託などを行っていないこと。等

評価結果 の公表

福祉医療機構ホームページ (WAMNET)

評価機関が事業者に評価結果の 公表について確認した後、ホーム ページ上で、公表を行います。 《公表用ホームページ》

https://www.wam.go.jp/



T 認証

鳥取県(評価推進委員会)

評価機関の認証、評価システム の整備等を行います。



施設等の利用者

評価結果の閲覧

- ①提供された情報(評価結果)を、ホームページ上で閲覧することができます。
- ②事業所が問題点を改善することによって、一層のサービスの向上が期待できます。

●鳥取県の認証している第三者評価機関(令和5年9月26日現在)

評価機関名	所在地	電話	FAX	ホームページ
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町 2571	0858-24-5725	0858-27-0101	http://www.npo-mirai.net/
有限会社保健情報サービス	米子市米原2丁目7番7号	0859-37-6162	0859-21-0373	http://www.chukai.ne.jp/~hokenjoho/
特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス	鳥取市湖山町東 2-164	0857-28-9077	0857-28-9077	http://www.inaba-hyouka.net/
特定非営利活動法人メイアイヘルプユー	東京都品川区西五反田 1-26-2 五反田サンハイツ 714	03-3494-9033	03-3494-9032	http://www.meiai.org/
特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク	東京都千代田区九段南3-4-5 ピラ・アベックスイ市ヶ谷701	03-5211-8710	03-5211-8715	http://www.fukushikeiei.net/
特定非営利活動法人あいおらいと	鳥取市気高町浜村342	0857-77-3640	0857-77-3640	https://www.iolite17s.com/

☆詳しくは県評価事業ホームページをご覧ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/265882.htm



福祉サービス評価に関するQ&A

Q1. 評価機関はどのように選ぶのですか?

A1. 事業所が、鳥取県の認証した評価機関 の中から自由に選びます。なお、評価料 金は評価機関ごとに定めることとしてい ます。詳しくは、前頁の連絡先よりお問 い合わせください。

Q2. 評価は毎年実施されるのですか?

A2. 福祉サービス第三者評価の受審は 原則として任意ですが、社会的養 護施設は3年度に1回以上の受審 が義務付けられているなど、施設 の分野毎で扱いが異なります。



Q3. 評価結果はどのように公表されますか?

A3. 福祉医療機構ホームページ(WAMNE T)上に、記述形式による全体の総評と、 すべての評価項目の評価結果を公表す ることとしています。

Q4. 評価機関とは、どのような機関ですか?

A4. 自ら福祉・保健サービスを提供していないこと、 役員の過半数が福祉・保健サービスを提供して いる法人の役員でないこと等の要件を満た した第三者性が確保された法人が、鳥取県の認 証を受けて、評価機関となることができます。

Q5. どのような人が評価を行うのですか?

A5. 信頼性の高い評価を行うため、評価調 査者は鳥取県が指定した「評価調査者 養成研修」を修了した方等の中から、評 価機関が委嘱します。また、評価調査者 は、引き続き「評価調査者継続研修」を 受講し、評価の質の向上に努めていく こととしています。

Q6. 評価を実施する効果は何ですか?

A6. 適正な評価を行うために、2人以上の評 価者が評価のプロセスに一貫して関わる ことなどから、ある程度の費用はかかり ますが、第三者の目から得られた評価結 果を十分に生かして、サービスの改善に 活用できます。



Q7.評価項目はどのようなものですか?

A7. 福祉サービス評価の各サービスに共通する評価項目として、I「福祉サービスの基本方針と組織」、 Ⅱ「組織の運営管理」、Ⅲ「適切な福祉サービスの実施」の3つの評価対象について、全45項目の 細目が設けられています。また、これに加えて、特別養護老人ホーム、障害者・児施設、保育所等に ついては、施設種別の具体的なサービス内容についての評価項目及び評価基準(内容評価基準)が 設けられています。

【例:共通評価細目Ⅱ─4─(1)-①「利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。」の構成】

《評価対象》

I.福祉サービスの基本方針と組織



《評価分類》

1管理者の責任とリーダーシップ 2福祉人材の確保・育成

3運営の透明性の確保

4地域との交流、地域貢献

《評価項目》

(1)地域との関係が適切に 確保されている。

(2)関係機関との連携が確 保されている。

(3)地域の福祉向上のため の取組を行っている。

《評価細目》全45項目 ①利用者と地域との交流を 広げるための取組を行って いる。

②ボランティア等の受入れに 対する基本姿勢を明確にし、 体制を確立している。

- もっと詳しく知りたい! -

県評価事業ホームページをご覧ください。

https://www.pref.tottori.lg.jp/265882.htm



■問い合わせ先■

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(所在地)〒680-8570

鳥取市東町一丁目220

(電 話)0857-26-7140 (F A X)0857-26-8127

(令和6年4月1日改訂版)